

具・金銀等多く御座候間、城御請取之砌ハ番所に御置人数諸

道具・金銀等受取申、役人はかり城へ御入候而、其上にて以帳面

道具・金銀等を改め相渡し、扱城をも相渡可申候、尤此方にも

役人計残し置、外之人数ハ皆々城外へ払出し候ハんよし断申

入候得者、寄手衆も尤に候条左様に可申付旨御返答、右之

約束故、郡山の諸侍ハ大安寺と申所昔之伽藍へ出し置候、

此所ハ郡山より廿町はかり丑寅の方にて、彼方へ諸侍士相

待、城無相違相渡し、家老とも何も不残罷出候迄ハ何方へも引

払間敷候間、勘兵衛堅申付則出し置候、就中勘兵衛軍法を

以て自分之屋敷に鎧武者百計、其外足輕式百計も棒を

もたせ伏置候、扱寄手衆町江(口カ)に御扣番所諸道具請取之人

数御越、然所に門々の鎔を渡候得者蔵を開、雑人等多く

本丸へ押込、諸道具・金銀等乱取逃仕候、其体を勘兵衛、みすて

不成沙汰の限と申、彼屋舗に隱置候伏兵を出し、門々の鎔を

押へ取て追出し門を打、寄手之大将へ使者を遣す、扱御

約束にたがひ如此候、此上ハ城相渡申事ハ不_レ及_二覚悟_一と申、

右大安寺へ退け置候人数呼返し、既に可打果体を、藤堂氏

和泉守高虎扱を被_レ入、右之体たらく少も大将分不存事

に候、菟角其方より望の様に可請取之間、相渡候様にと

被申遣候へハ、不_レ及_二合点_一早取掛ケ申体故、色々再三之

嘯にて、其間に南都興福寺之大乘院殿御出被成御嘯

にて、左候ハ、右之約束之通無相違様に被仰付御請取

可有之由にて、作法能諸道具・金銀以帳面改受取渡し

相済、扱城を御請取候、其時勘兵衛始終者頭に成、一人之